

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年9月29日
【会社名】	株式会社メディネット
【英訳名】	MEDINET Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 木村 佳司
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目3番12号
【電話番号】	045(478)0041(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 宮本 宗
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目3番12号
【電話番号】	045(478)0041(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 宮本 宗
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債 500,000,000円 第10回新株予約権 7,680,000円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 408,480,000円 第11回新株予約権 3,810,000円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 1,597,660,000円 (注) 新株予約権の行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債(第2回新株予約権付社債)】

銘柄	株式会社メディネット第2回無担保転換社債型新株予約権付社債
記名・無記名の別	無記名式とし、社債券及び新株予約権証券は発行しない。
券面総額又は振替社債の総額(円)	金500,000,000円
各社債の金額(円)	金12,500,000円の1種
発行価額の総額(円)	金500,000,000円
発行価格	額面100円につき金100円
利率(%)	本社債(本新株予約権付社債の社債部分をいう。)には利息を付さない。
利払日	該当事項なし。
利息支払の方法	該当事項なし。
償還期限	平成33年10月14日
償還の方法	<p>1. 償還金額</p> <p>本社債は、平成33年10月14日(以下、「償還期限」という。)にその総額を額面100円につき金100円で償還する。</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 当社は、平成28年10月15日以降、平成33年10月13日までの期間、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還すべき日(償還期限より前の日とする。)の1ヵ月以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、以下に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することができる。</p> <p>平成28年10月15日から平成29年10月14日までの期間：100.5%</p> <p>平成29年10月15日から平成30年10月14日までの期間：101.0%</p> <p>平成30年10月15日から平成31年10月14日までの期間：101.5%</p> <p>平成31年10月15日から平成32年10月14日までの期間：103.0%</p> <p>平成32年10月15日から平成33年10月13日までの期間：104.5%</p> <p>(2) 本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、平成30年10月14日までの期間、その選択により、償還すべき日の15営業日前までに事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を額面金額の105.0%の割合に乗じた金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。</p> <p>(3) 本新株予約権付社債を償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4) 償還元金の支払場所</p> <p>株式会社メディネット 管理本部総務部 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目3番12号</p>
募集の方法	第三者割当の方法により、全額を次の者に割り当てる。 ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合(以下、「割当予定先」という。)
申込証拠金(円)	該当事項なし。
申込期間	平成27年10月15日(木)
申込取扱場所	株式会社メディネット 管理本部総務部 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目3番12号
払込期日	平成27年10月15日(木)
振替機関	該当事項なし。
担保	本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約（担保提供制限）	当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後に当社が今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債（会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。）に担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。当社が、本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。
財務上の特約（その他の条項）	本新株予約権付社債には担保付社債等その他一切の財務上の特約は付されていない。

（注）1．社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

2．期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合は、本社債について期限の利益を喪失する。当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本社債権者（本新株予約権付社債を保有する者をいう。以下、同じ。）に対し直ちにその旨を公告する。

- (1) 当社が、いずれかの本社債につき、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄又は「償還の方法」欄の規定に違背し、30日以内にその履行をすることができないとき。
- (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が1億円を超えない場合はこの限りではない。
- (4) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は取締役会において解散（新設合併若しくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社若しくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害しないと認められる場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (5) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (6) 当社の事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分がなされたとき、競売（公売を含む。）の申立てがあったとき若しくは滞納処分としての差押えがあったとき、又はその他の事由により当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。

3．本社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債権者に対して公告する場合は、当社の定款所定の方法によりこれを公告する。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接書面により通知する方法によることができる。

4．社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

5．取得格付

格付は取得していない。

6. 繰上償還に関するその他の合意事項

割当予定先は、割当予定先の業務執行組員である株式会社ウィズ・パートナーズ(以下、「ウィズ・パートナーズ」という。)との間で本有価証券届出書の効力発生日以降に締結される、本新株予約権付社債、第10回新株予約権及び第11回新株予約権に関する投資契約書(以下、「本投資契約」という。)の締結以降、()当社につき以下の細目 乃至細目 のいずれかの事項が決定又は承認された場合、又は()当社による、本投資契約上の重大な違反があった場合に限り、別記「償還の方法」欄2(2)に定める繰上償還を請求することができる。

組織再編行為(当社が消滅会社となる合併、又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転、又は吸収分割若しくは新設分割に限る。)

事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は譲受け

解散又は破産、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始若しくはその他の倒産手続開始の申立て

当社の普通株式の上場廃止

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 (完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。)
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を転換価額(転換価額調整事由が発生した場合は調整後転換価額)で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる1株当たりの額(以下、「転換価額」という。)は、1株につき167円とする。</p> <p>3. 転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本欄3(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本欄3(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)</p> <p>調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合</p> <p>調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p>

本欄3(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行(無償割当ての場合を含む。)する場合

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下、「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

本欄3(2)乃至の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、無償割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については欄外(注)4の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

(3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満に留まる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。気配値表示を含む。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 本欄3(2)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために転換価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

	<p>転換価額を調整すべき複数の事由が相俟して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本欄3(1)乃至(5)により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本社債権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金500,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使に係る本社債の払込金額の総額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成27年10月15日から平成33年10月13日までとする。</p> <p>但し、当社の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日まで、期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時まで、本社債権者の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日までとする。上記いずれの場合も、平成33年10月14日以後に本新株予約権を行使することはできない。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社メディネット 管理本部総務部 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目3番12号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項なし。</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	取得の事由及び取得の条件は定めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。また、本新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

- (注) 1. 本社債に付する新株予約権の数
各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。
2. 本新株予約権の行使請求の方法
本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所(以下、本(注)において「行使請求受付場所」という。)に提出しなければならない。
3. 本新株予約権行使の効力発生時期
行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到着した日に発生する。
4. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

5. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権付社債の発行要項及び本投資契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関である株式会社プルータス・コンサルティングの評価報告書の新株予約権に関する評価結果(「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」を参照)及び本社債の利率、繰上償還、発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

2【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項なし。

3【新規発行新株予約権証券(第10回新株予約権)】

(1)【募集の条件】

発行数	48個(新株予約権1個につき50,000株)
発行価額の総額	7,680,000円
発行価格	新株予約権1個につき160,000円(新株予約権の目的となる株式1株当たり3.2円)
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	平成27年10月15日(木)
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	株式会社メディネット 管理本部総務部 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目3番12号
払込期日	平成27年10月15日(木)
割当日	平成27年10月15日(木)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 虎ノ門支店 東京都港区虎ノ門一丁目2番3号

(注)1. 第10回新株予約権(以下、本「3 新規発行新株予約権証券(第10回新株予約権)」において「本新株予約権」という。)は、平成27年9月29日、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、発行を決議している。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日に上記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとする。

3. 本新株予約権の募集は、第三者割当の方法により、全額を次の者に割り当てる。
ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 (完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。)</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、その総数は、2,400,000株とする(本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数(以下、「交付株式数」という。)は、50,000株とする。)但し、本欄2乃至4により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的となる株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄3の規定に従って、行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄2に定義する。)の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるとする。</p> $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄3に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> <p>3. 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄3(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各調整事由毎に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額(以下に定義する。)に当該行使に係る本新株予約権の交付株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、167円とする。但し、行使価額は本欄3(1)の定めるところに従い調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本欄3(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本欄3(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)</p> <p>調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。)の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合
調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

本欄3(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行(無償割当ての場合を含む。)する場合
調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下、「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

本欄3(2)乃至の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、無償割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については欄外(注)3の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満に留まる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。気配値表示を含む。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

	<p>(5) 本欄3(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者(本新株予約権を保有する者をいう。以下、同じ。)と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本欄3(1)乃至(5)により行使価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金408,480,000円</p> <p>新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の行使価額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成27年10月15日から平成33年10月13日までとする。</p> <p>但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って本新株予約権が取得される場合、取得される本新株予約権については、当該取得に係る通知又は公告で指定する取得日の1週間前までとする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社メディネット 管理本部総務部 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目3番12号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 虎ノ門支店 東京都港区虎ノ門一丁目2番3号</p>
新株予約権の行使の条件	<p>各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って2週間前に通知又は公告した上で、かかる通知又は公告で指定した取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき払込金額と同額で取得することができる。</p> <p>2. 当社は、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認されたときは、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って通知又は公告した上で、当社取締役会が別途定める日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき払込金額と同額で取得することができる。</p>

新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 本新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使しようとする新株予約権者は、当社の定める行使請求書(以下、「行使請求書」という。)に、その行使に係る本新株予約権の内容及び数等必要事項を記載して、これに記名捺印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所(以下、「行使請求受付場所」という。)に提出しなければならない。

本新株予約権を行使しようとする場合、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所(以下、「払込取扱場所」という。)の指定する口座に振り込むものとする。

行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、当社による書面による承諾がない限り、その後これを撤回することはできない。

2. 本新株予約権行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が払込取扱場所の指定する口座に入金された日に発生する。

3. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

4. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

5. 新株予約権の取得に関するその他の合意事項

割当予定先は、本投資契約締結以降、()当社につき以下の細目 乃至細目 のいずれかの事項が決定又は承認された場合、又は()当社による、本投資契約上の重大な違反があった場合に限り、割当予定先が保有する残存する本新株予約権の全部又は一部を、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄1. に定める手続に則り取得するよう請求することができる。

組織再編行為(当社が消滅会社となる合併、又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転、又は吸収分割若しくは新設分割に限る。)

事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は譲受け

解散又は破産、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始若しくはその他の倒産手続開始の申立て

当社の普通株式の上場廃止

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行新株予約権証券(第11回新株予約権)】

(1)【募集の条件】

発行数	127個(新株予約権1個につき50,000株)
発行価額の総額	3,810,000円
発行価格	新株予約権1個につき30,000円(新株予約権の目的となる株式1株当たり0.6円)
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	平成27年10月15日(木)
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	株式会社メディネット 管理本部総務部 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目3番12号
払込期日	平成27年10月15日(木)
割当日	平成27年10月15日(木)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 虎ノ門支店 東京都港区虎ノ門一丁目2番3号

(注) 1. 第11回新株予約権(以下、本「4 新規発行新株予約権証券(第11回新株予約権)」において「本新株予約権」という。)は、平成27年9月29日、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、発行を決議している。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日に上記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとする。

3. 本新株予約権の募集は、第三者割当の方法により、全額を次の者に割り当てる。

ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 (完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。)</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、その総数は、6,350,000株とする(本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数(以下、「交付株式数」という。)は、50,000株とする。)但し、本欄2乃至4により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的となる株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄3の規定に従って、行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄2に定義する。)の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるとする。</p> $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄3に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> <p>3. 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄3(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各調整事由毎に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額(以下に定義する。)に当該行使に係る本新株予約権の交付株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、251円とする。但し、行使価額は本欄3(1)の定めるところに従い調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本欄3(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本欄3(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)</p> <p>調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。)の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

本欄3(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行(無償割当ての場合を含む。)する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下、「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

本欄3(2)乃至の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、無償割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については欄外(注)3の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満に留まる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。気配値表示を含む。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

	<p>(5) 本欄3(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者(本新株予約権を保有する者をいう。以下、同じ。)と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本欄3(1)乃至(5)により行使価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金1,597,660,000円</p> <p>新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の行使価額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成27年10月15日から平成33年10月13日までとする。</p> <p>但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って本新株予約権が取得される場合、取得される本新株予約権については、当該取得に係る通知又は公告で指定する取得日の1週間前までとする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所</p> <p>株式会社メディネット 管理本部総務部 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目3番12号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所</p> <p>該当事項なし。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>株式会社みずほ銀行 虎ノ門支店 東京都港区虎ノ門一丁目2番3号</p>
新株予約権の行使の条件	<p>各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って2週間前に通知又は公告した上で、かかる通知又は公告で指定した取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき払込金額と同額で取得することができる。</p> <p>2. 当社は、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認されたときは、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って通知又は公告した上で、当社取締役会が別途定める日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき払込金額と同額で取得することができる。</p>

新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 本新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使しようとする新株予約権者は、当社の定める行使請求書(以下、「行使請求書」という。)に、その行使に係る本新株予約権の内容及び数等必要事項を記載して、これに記名捺印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所(以下、「行使請求受付場所」という。)に提出しなければならない。

本新株予約権を行使しようとする場合、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所(以下、「払込取扱場所」という。)の指定する口座に振り込むものとする。

行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、当社による書面による承諾がない限り、その後これを撤回することはできない。

2. 本新株予約権行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が払込取扱場所の指定する口座に入金された日に発生する。

3. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

4. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

5. 新株予約権の取得に関するその他の合意事項

割当予定先は、本投資契約締結以降、()当社につき以下の細目 乃至細目 のいずれかの事項が決定又は承認された場合、又は()当社による、本投資契約上の重大な違反があった場合に限り、割当予定先が保有する残存する本新株予約権の全部又は一部を、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄1. に定める手続に則り取得するよう請求することができる。

組織再編行為(当社が消滅会社となる合併、又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転、又は吸収分割若しくは新設分割に限る。)

事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は譲受け

解散又は破産、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始若しくはその他の倒産手続開始の申立て

当社の普通株式の上場廃止

6. 本新株予約権の行使条件

当社は、ウィズ・パートナーズとの間で、本投資契約を締結し、以下のとおり合意する。

割当予定先は、平成27年10月15日以降、本新株予約権の行使期間の最終営業日までの期間いつでも、当社に対して、以下の条件に従い、定められた個数の本新株予約権の行使請求をすることができる(なお、かかる請求のあった日を、以下「行使請求日」という。)

行使請求日以前に、ウィズ・パートナーズの紹介、協力及び支援等(以下「提携支援等」という。)により、当社又は当社との関係会社(以下「当社等」という。)がその事業(研究開発、使用許諾、販売、仕入、製造を含み、これらに限定されない。)に関する拘束力のある趣意書、覚書、同意書、契約書又はこれらと同等の内容の書面(秘密保持契約、またはこれに類似するものは除く。)(以下「業務提携契約等」という。)を()第三者との間で締結した場合、並びに()ウィズ・パートナーズが提携支援等を行った場合で、ウィズ・パートナーズ及び当社等が同意した条件又は要件に合う業務提携契約等が第三者から提示されたが当社等の業務提携契約等の締結自体が未了である場合において、()及び()の当該第三者の合計数が1者以上3者未満である場合、累積で本新株予約権の半数(端数四捨五入)の64個(行使総額803,200,000円、新株予約権の目的となる株式3,200,000株。)を上限とした個数。

行使請求日以前に、ウィズ・パートナーズの提携支援等により、当社等が、業務提携契約等を()第三者との間で締結した場合、並びに()ウィズ・パートナーズが提携支援等を行った場合で、ウィズ・パートナーズ及び当社等が同意した条件又は要件に合う業務提携契約等が第三者から提示されたが当社等の業務提携契約等の締結自体が未了である場合において、()及び()の当該第三者の合計数が3者

以上となった場合、前号に従う本新株予約権の行使を含め、累積で本新株予約権の全ての127個(行使総額1,593,850,000円、新株予約権の目的となる株式6,350,000株。)を上限とした個数。

前各号に関わらず、割当予定先が本新株予約権の行使を請求し行使金額を払込む日又は期間の初日より5営業日前に割当予定先が行使しようとする本新株予約権の個数及び払込みを行う日又は一定の期間を当社に対し通知した場合において、当該払込日又は当該期間の初日までに当社が同意した払込日又は期間における当社が同意した個数。

- (3)【新株予約権証券の引受け】
該当事項はありません。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,506,140,000	25,000,000	2,481,140,000

- (注) 1. 払込金額の総額2,506,140,000円は、第2回新株予約権付社債の払込金額の総額500,000,000円に、第10回新株予約権の発行価額の総額7,680,000円及び行使に際して払い込むべき金額400,800,000円の合計額408,480,000円、並びに第11回新株予約権の発行価額の総額3,810,000円及び行使に際して払い込むべき金額1,593,850,000円の合計額1,597,660,000円を合算した金額であります。なお、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、第10回新株予約権及び第11回新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、減少します。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額は、弁護士報酬費用、新株予約権等算定評価報酬費用、反社会的勢力との関連性に関する第三者調査機関報酬費用、有価証券届出書作成費用、変更登記費用等であります。

(2)【手取金の使途】

(第2回新株予約権付社債の発行により調達する資金の具体的な使途)

調達する資金の具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
細胞加工業に関する事業開発資金	500	平成27年10月～ 平成29年9月

細胞加工業に関する事業開発資金の主な内訳

平成26年11月に施行された新たな再生・細胞医療に関する規制制度の枠組みの下で、再生・細胞医療分野での企業等による「細胞加工業」が認められることになり、細胞加工および周辺ビジネスに係る需要の拡大を目指し、細胞加工業の顧客獲得のためのマーケティング費用(再生・細胞医療に関する規制制度を啓蒙するための活動等)及び顧客の要望に沿う商業生産レベルでの細胞加工を受託する際に必要となる手順書・基準書の策定やその体制整備(規制制度に適応した資材及び機材調達、技術開発・技術移転等)に対応するための技術開発費用400百万円、これらを実施するための人員の増加による人件費100百万円

(第10回新株予約権及び第11回新株予約権の発行及び行使により調達する資金の具体的な使途)

調達する資金の具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
運転資金	500	平成28年4月～ 平成29年3月
新規細胞医療製品の事業開発資金	1,481	平成29年4月～ 平成31年3月

運転資金の主な内訳

細胞加工業並びに細胞医療製品事業の拡大に伴い、組織の拡大や事業運営に対する更なる管理体制の構築が必要となることから、これらへ対応するための人員規模の拡大に伴う人件費200百万円、新たな再生・細胞医療に関する規制制度に対応する中で事業を適切かつ効率的に進めるためのシステム投資やコンサルティング費用等を含む本社機能運営費用300百万円

新規細胞医療製品の事業開発資金の主な内訳

- 平成26年11月に施行された新たな再生・細胞医療に関する規制制度の枠組みの下、新たに創設された「再生医療等製品」に相当する「細胞医療製品」の自社による製造販売承認を目指した取り組みとして、新規細胞医療製品のパイプラインを拡充するための有望な技術・物質等を探索する研究調査費用及び発掘した有望な技術・物質等を新規細胞医療製品として製造販売承認の段階までにつなげるための非臨床試験・臨床試験等に係る研究開発費用700百万円
- 製造販売承認後の新規細胞医療製品第1号製品の売上獲得に向けた営業施策等の事業化推進費用400百万円
- 現在、確定した案件はありませんが、新規細胞医療製品のパイプラインの獲得等による事業の拡充を目指した、ヘルスケア分野に精通した製薬企業や医療関連ビジネスを手掛ける企業、バイオベンチャー企業、商社等とのM&A・事業提携を模索しており、そのための投資資金及び関連費用381百万円

- (注) 1. 上記の使途及び金額は、現時点での当社の事業開発方針を前提として、現時点で入手し得る情報に基づき合理的に試算したものであります。このため、今後、当社が事業開発方針を変更した場合あるいは事業開発環境の変化があった場合など、状況の変化に応じて使途又は金額が変更される可能性があります。また、上記の支出予定時期は、今後の事業開発の進捗状況に応じて変更される可能性があります。なお、これらの資金使途に重要な変更が生じた場合には、その内容を適時適切に開示いたします。
- 調達資金を実際に支出するまでは、当該資金は銀行等の安全な金融機関において管理いたします。
 - 新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、新株予約権の行使状況により決定されます。このため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額に変更があり得ることから、上記の調達資金の充当内容は、実際の差引手取額に応じて、各事業への充当金額を適宜変更する場合があります。また、新株予約権の行使が進まず、新株予約権による資金調達が困難になった場合は、手許資金の活用(従来想定していた資金使途の変更を含む)、「戦略投資」対象研究開発計画の見直し、提携企業との共同研究開発等による研究開発費用の分担、公的補助金・助成金の獲得、再生医療事業における契約金収入の充当、研究開発対象の絞込み等を行い、またその他の手段による資金調達についても検討を行ってまいります。
 - なお、上記の具体的な使途は、時系列での投資順序を表しており、調達した資金は支払時期の早いものから順次充当してまいります。

<資金調達の主な目的>

平成24年10月にiPS細胞の開発をした京都大学の山中伸弥教授がノーベル生理学・医学賞を受賞したことで再生・細胞医療における期待が国内外において一気に膨らみ、その産業化が国家戦略として位置づけられ、平成25年4月には、いわゆる「再生医療推進法」が国会において成立しました。さらに、平成26年11月には、企業等による細胞加工の受託を認めた「再生医療等の安全性の確保等に関する法律(以下、「再生医療等安全性確保法」という。)」が施行され、また、再生・細胞医療の特性に応じた特別な規制等(例:条件・期限付きの承認制度)を適用し、いわゆる「薬事法」で区分されていた「医薬品」「医療機器」に加え、「再生医療等製品」という新たなカテゴリーを設定した「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下、「医薬品医療機器等法」という。)」が施行されました。

このような政府の積極的な取組姿勢等が再生・細胞医療の産業化にとって追い風となる環境を醸成する中、近時多くの日本企業が再生・細胞医療分野あるいはその関連分野への参入意思を明らかにしています。例えば、再生医療の実用化・産業化を目指す産業界の団体である「一般社団法人 再生医療イノベーションフォーラム(FIRM)」には160社以上の企業が参加しています。医薬品・医療機器分野はいわゆる薬事法規制対応の必要性などから一般的に参入障壁が高いとされておりますが、最先端の技術を活用する再生医療分野はもう一段参入障壁が高いと考えられます。しかし、そのような参入障壁を有する再生医療分野への参入を検討している企業にとっては、当社のような基盤技術・特許・研究開発パイプライン及び薬事法規制対応を含めた経験・ノウハウ等

を有する先行企業との提携は、その高い参入障壁を乗り越えるための戦略的選択肢の1つになり得ると言うことができます。

当社はこれまで、免疫細胞療法総合支援サービスを中心に医療機関に向けた細胞医療支援事業を主力事業として業績拡大を図ってまいりましたが、再生医療等安全性確保法の施行に伴い、今後、需要が高まると想定される医療機関等からの細胞加工委託への対応、並びに、医薬品医療機器等法の下、国内外の企業等からの再生医療等製品や治験製品の開発・製造委託に対応する「細胞加工業」と、医薬品医療機器等法の下、細胞医療製品(再生医療等製品の1つ)の開発を自らで行う「細胞医療製品事業」の2つの事業分野を経営戦略の中心に位置づけることに致しました。

まず、細胞加工業においては、再生医療等安全性確保法と医薬品医療機器等法の各法律を考慮し、適切な対応が求められます。再生医療等安全性確保法においては、医療機関等から細胞加工を受託する際には、細胞や組織を取り扱うための手順書・基準書の策定やその体制整備をはじめ、培養に係る技術移転・技術開発からマーケティング活動等の支援も行います。また、医薬品医療機器等法下においては、企業等から再生医療等製品や治験製品の開発・製造を受託するにあたって、手順書・基準書の策定から技術移転・技術開発をはじめ、開発企業が製造販売承認取得後の商業生産を受託する場合の対応から顧客獲得のためのマーケティング活動も重要になってきます。そのため、当社はこれまで培った経験や知見をもとに、研究から開発、製造、マーケティングといった再生・細胞医療のバリューチェーンをワンストップで実現するソリューションを提供することで、医療機関や企業等が再生・細胞医療をスムーズに行える新たなビジネス展開を図ってまいります。

細胞医療製品事業においては、法改正を見据え、平成25年3月にArgos Therapeutics社の技術を臨床データとともにライセンス導入し、早期に細胞医療製品として製造販売承認を得るための資金を、ドイツ銀行ロンドン支店を割当先として発行した第三者割当による第4回～第6回新株予約権の行使により既に調達しました。今回、正式に医薬品医療機器等法が施行されたことを機に、前述のArgos Therapeutics社のパイプラインに加えて、当社が平成16年以来、臨床研究中核病院や早期・探索的臨床試験拠点等の地域中核医療機関と共同で進めてきた臨床研究の成果をベースに、医薬品医療機器等法に則ったパイプラインを新たに複数立ち上げ、細胞医療製品の製造販売承認の取得を目指してまいります。

上記を踏まえ、今回、平成26年11月に施行された新たな再生・細胞医療に関する規制制度の枠組みの下で、再生・細胞医療分野での企業等による「細胞加工業」が認められることになり、細胞加工および周辺ビジネスに係る需要の拡大を見据え、細胞加工業の顧客獲得に向けたマーケティング費用及び顧客の要望に沿う商業生産レベルでの細胞加工を受託する際に必要となる手順書・基準書の策定やその体制整備(規制制度に適応した資材及び機材調達、技術開発・技術移転等)に対応するための技術開発費用及びこれらを実施するための人員の増加による人件費、細胞加工業並びに細胞医療製品事業の拡大に伴い、組織の拡大や事業運営に対する更なる管理体制の構築が必要となることから、これらへ対応するための人員規模の拡大に伴う人件費、新たな規制制度に対応する中で事業を適切かつ効率的に進めるためのシステム投資やコンサルティング費用等を含む本社機能運営費用、および平成26年11月に施行された新たな再生・細胞医療に関する規制制度の枠組みの下、新たに創設された「再生医療等製品」に相当する「細胞医療製品」の自社による製造販売承認を目指した取り組みとして、新規細胞医療製品のパイプラインを拡充するための有望な技術・物質等を探索する研究調査費用及び発掘した有望な技術・物質等を新規細胞医療製品として製造販売承認の段階までにつなげるための非臨床試験・臨床試験等に係る研究開発費用、製造販売承認後の新規細胞医療製品第1号製品の売上獲得に向けた営業施策等の事業化推進費用、現在、確定した案件がない中で模索している新規細胞医療製品のパイプラインの獲得等による事業の拡充を目指したヘルスケア分野に精通した製薬企業や医療関連ビジネスを手掛ける企業、パイオベンチャー企業、商社等とのM&A・事業提携を行う投資資金及び関連費用のための資金の確保することを主目的として、第三者割当による転換社債及び新株予約権の発行による資金調達を実施することといたしました。

また、既存の細胞医療支援事業の拡大や、細胞加工業の成立による需要の増加、細胞医療製品事業の進展、あるいは更なる外部環境の進展等によって企業価値が上昇する場面を着実に捉えて、大きな飛躍への鍵となる事業開発資金を調達できる方法を選択しました。現在の日本の経済及び株式市況は、政策への期待感や円相場の反転等により回復基調にはありますが、当社を含むパイオベンチャーの資金調達環境は、依然として厳しいものがあり、長期安定資金を確保できること自体が、他社との差別化、競争力強化につながるものと考えております。

< 転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行の方法を選択した理由 >

上記「資金調達の主な目的」に記載したとおり、戦略分野への先行投資と安定基盤の確立を同時並行で推進するためには、多額の資金が必要となります。一方、当社の事業はまだ先行投資段階であり、当面、研究開発費等の投下経費が収益を上回る状況が続く見込みです。

先行投資により赤字が続くことが想定される当社の財務状況を勘案すると、当社が金融機関による間接金融で資金を調達することは極めて難しいと考えられます。従って、医薬品開発を計画的に進め、安定的に事業計画を遂行するためにはエクイティ・ファイナンスによる資金調達に依拠せざるを得ない状況にあります。

そのため、昨年度新株予約権の第三者割当を実行し、さらにその後も当社株価推移及び株式市場環境を注視しながら、当社の事業や事業戦略を理解した上で事業構築を支援していただける新たなエクイティ・ファイナンス

の割当予定先を対象にした第三者割当による新株や新株予約権付社債、新株予約権等の発行などあらゆる資金調達手段を検討してきました。

このような投資環境下で、今回の割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズから、本年6月に新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債を組み合わせた事業資金投資の提案があり、その検討を進めました。

その結果、当社が目指す戦略分野への先行投資と安定基盤の確立を同時並行で推進し、あわせて製品価値や企業価値の最大化を実現させるためには、昨年以來比較的堅調に推移している株式市場環境を活用して資金を調達し、細胞加工業と細胞医療製品事業という2つの戦略分野に経営資源を集中し、細胞加工業への先行投資と細胞医療製品の開発事業を促進することが必須であると判断するに至りました。下記のとおり様々な資金調達方法を比較検討した結果、具体的な資金調達としては、転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の組合せが株価に対する過度の下落圧力を回避することで既存株主の利益に配慮しつつ必要資金を調達して中長期的に企業価値の向上を目指すという当社のニーズを充足し得る現時点での最良の選択肢であると判断しました。

<他の資金調達方法と比較した場合の特徴>

公募増資あるいは第三者割当の方法による新株式の発行により資金調達を行う場合、一度に新株式を発行して資金調達が完了させることができる反面、1株当たりの利益の希薄化が一度に発生して新株予約権又は転換社債型新株予約権付社債の発行と比べて株価への影響が大きくなる可能性が考えられます。一方、本件新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債を組み合わせた資金調達手法は、当社株式の株価・流動性の動向次第で実際の調達金額が当初想定されている金額を下回る可能性があるものの、希薄化懸念は相対的に抑制され、株価への影響の軽減が期待されます。

新株予約権だけに限定した資金調達の場合は、権利行使の状況に応じて一度に希薄化が起こることを避けることはできますが、株価動向如何では当初想定していたタイミングでの資金調達ができない可能性や実際の調達金額が当初想定されている金額を下回る可能性があります。

転換社債型新株予約権付社債だけに限定した資金調達の場合は、開発の進捗に応じて必要な額の資金を調達するという柔軟性を十分に確保することが困難になります。

上述のとおり、当面先行投資による赤字が想定される当社の財務状況から金融機関からの間接金融で資金を調達することは極めて難しいと考えられます。

<当社のニーズに応じ、配慮した点>

株価への影響の軽減

- ・第2回新株予約権付社債の転換価額及び第10回新株予約権の行使価額は、割当予定先との協議の結果、本資金調達に係る取締役会の決議があった日(以下、「取締役会決議日」という。)の前取引日(平成27年9月28日)の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値167円に、第11回新株予約権の行使価額は、同日の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値167円の150%の251円に固定することと決定いたしました。当該行使価額及び転換価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し、割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。

- ・本件の資本増強は、一度に調達予定総額に相当する新株を発行するものではなく、株価の動向等を踏まえ、転換社債の転換や新株予約権が行使されるため、新株発行の場合と比較して、当社株式の供給が一時的に行われ、株式需給が急速に変化することにより株価に大きな影響を与える事態を回避できます。

希薄化の抑制

- ・転換価額及び行使価額は一定の金額で固定されており、下方修正されるものではなく、交付株式数が当初の予定よりも増加し、更なる希薄化が生じる可能性はありません。
- ・第2回新株予約権付社債に付された新株予約権、第10回新株予約権及び第11回新株予約権の行使は、経時的に実行されるため、希薄化は、新株式のみを一度に発行する場合と比べて抑制できると考えられます。
- ・また、上記のとおり、当初の想定以上の希薄化が生じることはなく、逆に、株価の上昇局面においては本件新株予約権及び本件転換社債型新株予約権の円滑な行使が期待され、既存株主の利益に過度な影響が及ばない形で資金調達を実現することが可能になります。

資本政策の柔軟性

第10回新株予約権及び第11回新株予約権については、当社の判断によりその全部または一部を取得することが可能であり、資本政策の柔軟性を確保できます。

段階的・追加的な資金調達

本新株予約権付社債の発行により、短期的には無利息による資金調達を行うと共に、本新株予約権による資金調達に関しては、その行使価額が第10回新株予約権167円及び第11回新株予約権251円となっており、当社の事業の柱である細胞加工業及び細胞医療製品事業の開発進捗による企業価値の向上に伴う株価上昇が実現すれば、これに伴う本新株予約権の行使により段階的・追加的に資金調達が実現するものと思われま

<その他配慮した点及びその対策>

転換社債型新株予約権付社債

本新株予約権付社債については、その特性上、当初は本社債の元本部分の払込みが行われて資金調達を実現できますが、本社債権者が本転換社債型新株予約権を行使しない場合は最終的には当社は社債元本を償還する義務を負い当該償還のための資金を調達する必要があります。

第10回新株予約権及び第11回新株予約権

新株予約権の特性上、新株予約権者が保有する新株予約権を行使しない場合は、当該新株予約権に係る払込金額の払込みが行われなため、結果として実際の調達金額が当初想定していた調達金額を下回る可能性があります。特に、株価が行使価額よりも下落する局面においては本新株予約権の行使が期待し難くなりますが、既存株主保護の観点ではこれらは過度な希薄化の抑制及び株価への影響の軽減に資することになります。

<資金使途の合理性に関する考え方>

当社は、本資金調達は、「5.新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途」に記載する使途に充当することにより、当社の細胞加工事業と細胞医療製品事業を進展させ、将来に向けて事業の拡大、収益向上及び財務基盤の強化を図ることが可能となり、企業価値及び株式価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合	
本店の所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー36階	
設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号、その後の改正を含む。)	
組成目的	高齢化の進展、医療費の増大、癌をはじめとする難治性疾患の克服といった日本を含めた先進国の社会、生活環境を脅かす問題を解決し、尊い命を守り、より健やかな生活を実現するために、独創的な科学上の発見や技術革新をもとに医薬品開発を進める企業に投資をすることを目的として本組合は組成されました。	
組成日	平成26年10月1日	
出資額の総額	12,260,000,000円	
主たる出資者及び出資比率	1. 32.6% 独立行政法人中小企業基盤整備機構 2. 16.3% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(年金特定信託46626-6030) 上記以外に10%以上の出資者はありません。 3. 1.6% ウィズ・パートナーズ(本組合の業務執行組合員です。)	
業務執行組合員の概要	名称	株式会社ウィズ・パートナーズ
	所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー36階
	代表者の役職・氏名	代表取締役CEO 安東 俊夫
	事業内容	1. 国内外のライフサイエンス(バイオテクノロジー)分野・IT(情報通信)分野などを中心とした企業に対する投資・育成 2. 投資事業組合の設立及び投資事業組合財産の管理・運用 3. 経営全般に関するコンサルティング 4. 第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業
	資本金	1億円
	主たる出資者及び出資比率	1. 14.1% 株式会社クワイエット・パートナーズ 2. 9.6% 浜垣 剛 3. 9.4% 東海東京インベストメント株式会社 66.9% その他24名
当社と当該ファンドとの関係	当社と当該ファンドとの関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドは直接・間接問わず出資はありません。
	当社と業務執行組合員との関係	当社と当該ファンドの業務執行組合員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員並びに当該ファンドの業務執行組合員の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

c 割当予定先の選定理由

新規細胞医療製品の事業開発及び新規細胞医療製品の研究開発、更には新規細胞医療製品第1号製品の事業化推進には、今後数年間にわたって相応の研究開発資金が必要となります。

当社は、従前から、バイオ・ヘルスケア部門に精通し、当社の事業方針及び今後の事業展開について賛同・協力いただける先を探索してまいりました。併せて、当社の事業戦略を理解し、事業構築を支援していただける先を割当対象とする第三者割当による資金調達手段を検討してまいりました。

このような中で、今回の割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズから、転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権を組み合わせた投資提案があり、その検討を進めてきた次第です。

今回の割当予定先であるウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合は、同ファンドの業務執行組合員であるウィズ・パートナーズが創設したファンドであります。ファンド自体は純投資を目的としているものの、業務執行組合員であるウィズ・パートナーズは、日本におけるバイオベンチャー黎明期である平成11年よりバイオ・ヘルスケア分野への投資を本格的に開始し、また国内外(日本、米国、ドイツ、フランス、イスラエル、韓国等)の投資先30社程度への投資実績を残してきております。このように、ウィズ・パートナーズは、バイオ・ヘルスケア分野への投資において豊富な実績を有しており、また経営幹部の専門性につきましても、当社は略歴、面談等を通じてバイオ・ヘルスケア産業並びに事業経営等に精通していることを確認しております。さらに、経営状況につきましても、金融商品取引業者(関東財務局(金商)第2590号)に登録されていることに加え、財政面でも有利子負債がなく資本も充実していること等から、独立系のファンドとして高い信用と安定した経営基盤を持つ会社であると考えております。

同社の運営するファンドのうち、ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合の組成目的は、「尊い命を守り、より健やかな生活を実現するために、独創的な科学上の発見や技術革新あるいは画期的な事業モデルをもとにヘルスケア関連事業を進める企業に投資をすること」であり、当社の事業内容及び事業方針はこの組成目的に合致することから、当社は当ファンドを割当予定先として選択いたしました。

ウィズ・パートナーズは、当社の事業戦略とその推進のための安定資金確保の必要性について深いご理解をいただいております。加えて、当社の企業価値をさらに高めるため、同社が有する国内外の幅広い人的及びビジネス上のネットワークを活用した製薬企業等とのアライアンス、当社とシナジー効果のある技術や新規開発品の探索あるいはIRを含めた経営面でのサポートを行っていただくことを予定しております。

d 割り当てようとする新株予約権の目的である株式の数

ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合 11,744,011株(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債2,994,011株、第10回新株予約権2,400,000株、第11回新株予約権6,350,000株)

e 株券等の保有方針

割当予定先であるウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合は、生命及び健康な生活に資する企業の価値向上を主たる利益の対象として組成され、当社に対する投資については、当社の医薬品開発の資金に充当するほか、同ファンドの業務執行組合員であるウィズ・パートナーズを通して製薬企業等との業務提携等、当社の企業価値向上に資する施策の支援をいただく予定であります。割当予定先は原則として取得した当社株式を中長期保有する意思を有しておらず、市場動向、投資家の需要、提携先の意向等を勘案しながら売却するとの方針であることを、また、単なる投資の回収を目的として新株式を市場で売却するのではなく、当社と事業上のシナジー効果が見込まれる先あるいは当社の安定株主となり得る先への譲渡を可能な限り模索し、資本構成の最適化を通じて、株式市場における評価を高めていく目標である旨、口頭で確認しております。但し、割当予定先は、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、市場への影響に十分配慮しつつ、インサイダー取引規制なども考慮した上で、保有株式を市場において売却する可能性があります。割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズは、当社の事業開発に協力する過程において、一定の期間、インサイダー取引規制に服することから、株式市場での売却機会は限定されているものと当社は考えております。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する財産の存在については、割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズから、ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合は平成27年9月28日現在で預金残高が50億円ある旨の報告を受けており、また、預金残高照会一覧により預金残高を確認しております。

以上により、第2回新株予約権付社債発行に係る払込金額、第10回新株予約権及び第11回新株予約権発行に係る払込金額相当分の払込みに支障はないと判断しております。

g 割当予定先の実態

当社は、割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズ及びその代表者が、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社JPRC（以下、「JPRC」という。）に調査を依頼し、照合を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はありませんでした。また、ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合の各出資者についても、JPRCに調査を依頼し、照合を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はありませんでした。

以上のことから、当社としては現時点で割当先等が反社ではないと判断し、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

割当予定先であるウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合が、第2回新株予約権付社債、第10回新株予約権及び第11回新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。但し、割当予定先が、新株予約権付社債の転換又は新株予約権の行使により交付された当社普通株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3【発行条件に関する事項】

a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

第2回新株予約権付社債の転換価額、第10回新株予約権及び第11回新株予約権の行使価額につきましては、割当予定先であるウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズとの間での協議を経て、本資金調達に係る取締役会決議日の前取引日（平成27年9月28日）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値167円を基準株価として、以下のとおりいたしました。

銘柄	転換価額又は行使価額並びにその算定根拠
第2回新株予約権付社債	167円（基準株価に1.00を乗じた金額）
第10回新株予約権	167円（基準株価に1.00を乗じた金額）
第11回新株予約権	251円（基準株価に1.50を乗じた金額）

本資金調達の発行価額の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用いたしましたのは、過去の特定期間における終値平均値にあってはその時々々の経済情勢、株式市場を取り巻く環境、当社の経営・業績動向など様々な要因により株価が形成されていることから、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均を参考とするよりも、平成27年8月4日付「平成27年9月期第3四半期決算短信」において公表した直近の四半期末決算の状況を踏まえて形成されていると考えられる取締役会決議日の前取引日終値を参考とすることが、当社の株式価値をより適正に反映していると考えられたためであります。

なお、参考までに、第2回新株予約権付社債の転換価額及び第10回新株予約権の行使価額は、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日を基準とした過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の平均株価212.69円に対し21.5%のディスカウント、過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の平均株価187.73円に対し11.0%のディスカウント、過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の平均株価159.39円に対し4.8%のプレミアムとなっております。

また、第11回新株予約権の行使価額は、同基準日の過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の平均株価212.69円に対し18.0%のプレミアム、過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の平均株価187.73円に対し33.7%のプレミアム、過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の平均株価159.39円に対し57.5%のプレミアムとなっております。

当社は、第2回新株予約権付社債の発行条件、第10回新株予約権及び第11回新株予約権の発行価額の決定に当たっては、公正性を期すため、独立した第三者機関である株式会社ブルータス・コンサルティングに対して価値算定を依頼し、一定の前提、すなわち、株価（取締役会決議日の前営業日の株価）、配当率（0%）、権利行使期間（第2回新株予約権付社債、第10回新株予約権及び第11回新株予約権ともに6年間）、無リスク利率（0.068%）、株価変動性（72.24%）、当社及び割当予定先の行動として合理的に想定される仮定（イ）第2回新株予約権付社債については、割当予定先は当社株価が転換価額の125%を上回っている場合随時転換を行い取得した株式を市場において売却すること。（ロ）第10回新株予約権及び第11回新株予約権については、当社株価が行使価額を上回っている場合、随時権利行使を行い、市場への影響に留意して売却すること。（ハ）また、当社は、割当日以降当社普通株式の終値が行使価額の200%以上となった場合には、残存する第2回新株予約権付社債、第10回新株予約権及び第11回新株予約権を早期償還条項及び取得条項に基づいて全て取得すること。）、その他発行条件及び割当予定先との間で締結する予定の本契約に定められた諸条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。

その上で、当社は、第2回新株予約権付社債の実質的な対価（額面100円当たり100円）と株式会社ブルータス・コンサルティングの算定した公正価値（額面100円当たり94円）を比較した上で、実質的な対価が公正価値を下回る水準ではなく、第2回新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。また、第10

回新株予約権及び第11回新株予約権の発行価額は、それぞれ公正価値と同等の1個当たりの払込金額を160,000円(1株当たり3.2円)及び30,000円(1株当たり0.6円)としており、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、当社は第2回新株予約権付社債、第10回新株予約権及び第11回新株予約権の発行条件は、適正かつ妥当であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。また当社監査役3名全員(3名全員が会社法上の社外監査役)は、下記の各点に鑑み、第2回新株予約権付社債、第10回新株予約権及び第11回新株予約権の発行条件が特に有利な金額には該当しないと取締役会の判断を妥当とする旨の意見を述べております。

- ・本件発行においては、新株予約権付社債及び新株予約権の発行実務並びにこれらに関連する法律・財務問題に関する知識・経験が必要であると考えられ、株式会社ブルーラス・コンサルティングがかかる専門知識・経験を有すると認められること。
- ・株式会社ブルーラス・コンサルティングは当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から独立していると認められること。
- ・株式会社ブルーラス・コンサルティングは、一定の条件(株価、権利行使期間、無リスク利子率、株価変動性、当社及び割当予定先の行動として合理的に想定される仮定、平均売買出来高、割引率、その他第2回新株予約権付社債、第10回新株予約権及び第11回新株予約権の発行条件及び割当予定先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件)の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していること。

b 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

発行数量に関しては、当社株式の現在の流動性を考慮した場合、今回の発行数量は、市場で十分に消化可能であると判断しております。

第2回新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により新たに発行される予定の株式数は最大で2,994,011株であります。また、第2回新株予約権付社債については、平成28年10月15日以降、当社の判断により残存している当該新株予約権付社債の全部又は一部を繰上償還することが可能であり、希薄化を抑制できる仕組みになっております。

第10回新株予約権及び第11回新株予約権の行使により発行される予定の株式数それぞれは最大で2,400,000株及び6,350,000株であります。第10回新株予約権及び第11回新株予約権については、当社の判断により残存している当該新株予約権の全部を取得することが可能となっており、希薄化を抑制できる仕組みになっております。

上記のとおり、第2回新株予約権付社債、第10回新株予約権及び第11回新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ2,994,011株、2,400,000株、6,350,000株で、合計11,744,011株となっており、これは平成27年8月31日現在の発行済株式総数90,133,100株(総議決権数901,303個)に対して、合計13.03%(議決権比率13.03%)の割合で希薄化が生じます。しかし、長期かつ安定的な投資資金を調達し、財務基盤を強化することによって、自社主導で開発プロジェクトを計画的に推進し、製品価値の向上を図ることを目的とする今回の第三者割当による第2回新株予約権付社債、第10回新株予約権及び第11回新株予約権の募集は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠な規模及び数量であると考えており、また合理的な範囲であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
ウィズ・ヘルスケア日本2.0 投資事業有限責任組合	東京都港区愛宕2-5-1	-	-	11,744,011	11.53
木村 佳司	千葉県浦安市	7,629,300	8.46	7,629,300	7.49
IHN株式会社	東京都浦安市入船3-68-5	1,400,000	1.55	1,400,000	1.37
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1-4	1,094,200	1.21	1,094,200	1.07
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1- 20-10	955,900	1.06	955,900	0.94
小川 真桜	千葉県鎌ヶ谷市	700,000	0.78	700,000	0.69
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	691,900	0.77	691,900	0.68
後藤 重則	東京都目黒区	501,000	0.56	501,000	0.49
株式会社カネカ	大阪府大阪市北区中之島2-3- 18	400,000	0.44	400,000	0.39
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内1-9-1	376,600	0.42	376,600	0.37
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1-9-1	341,219	0.38	341,219	0.33
計	-	14,090,119	15.63	25,834,130	25.36

(注) 1. 募集前の所有議決権数の割合は、平成27年3月31日現在の議決権数に、平成27年8月31日までに行使された新株予約権1,800,000株を単元株式数(100株)で除した数(18,000個)を加算して算出しております。

2. 募集後の所有議決権数の割合は、募集前の議決権数をもとに、第2回新株予約権付社債、第10回新株予約権及び第11回新株予約権が全て転換及び行使されかつ売却されずにそのまま保有された場合に増加する株式を加えて算出しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照下さい。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第19期(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)
平成26年12月18日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第20期第1四半期(自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日)
平成27年2月12日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第20期第2四半期(自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日)
平成27年5月14日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第20期第3四半期(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
平成27年8月13日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成27年9月29日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書を平成26年12月19日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類である有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成27年9月29日)までの間において生じた変更その他の事項はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日(平成27年9月29日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社メディネット 本店
(神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目3番12号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。